

# 日本心身医学会東北地方支部会則

平成 29 年 2 月 11 日改訂

## 第 1 章 総則

第 1 条 本支部は、一般社団法人日本心身医学会（以下「本学会」と略す）の定款第 3 条に基づく地方支部で、日本心身医学会東北支部（以下「本支部」と略す）と称する。

第 2 条 本支部の事務所は、東北大学病院心療内科（〒980-8574 仙台市青葉区星陵町 1-1）に置く。

## 第 2 章 目的および事業

第 3 条 本支部は本学会の目的ならびに事業を共催し、その推進をはかることを目的とする。

第 4 条 本支部は、第 3 条の目的を達成するために次の事業を行う。

1. 支部役員会の開催
2. 支部学術講演会、支部講習会等の開催
3. その他、本支部の目的を達成するために必要な事業

## 第 3 章 会員

第 5 条 本支部会員は次の 2 種とする。

1. 普通会员
2. 支部賛助会員

普通会员は、定款第 6 条に定める会員のうち東北地区（青森県、秋田県、岩手県、山形県、宮城県、福島県）に在住するもの。支部賛助会員は、本支部の趣旨に賛同する個人・団体及び法人。

第 6 条 本支部会員は、別に定める会費を毎年納めなければならない。

## 第 4 章 役員

第 7 条 本支部に次の役員を置く。

1. 支部長 1 名
2. 地方会大会長 1 名
3. 支部選出代議員 若干名
4. 支部幹事 若干名
5. 支部評議員 若干名
6. 支部監査担当者 2 名

第8条 支部長は、本支部所属の本学会理事の互選により決定する。支部長は、本支部を代表し、会務を総括し、支部幹事会及び支部代議員会で議長となる。支部長に故障がある場合、予め幹事会において定められた幹事がその職務を代行する。

第9条 地方会大会長は、支部役員会において決定し、地方会を主催する。

第10条 支部役員会は、当該支部に所属する支部選出代議員で構成する。ただし、支部長はこの他に支部役員会の議を経て若干名を支部評議員に依頼することができる。

第11条 支部幹事は、支部長が支部選出代議員の中から依頼する。

第12条 監査担当者は、本支部の会計を監査する。監査担当者は、支部長が支部幹事以外の支部選出代議員の中から支部役員会の承認を得て委嘱する。

第13条 役員の任期は、支部長は日本心身医学会理事の任期と同じく2年、地方会大会長は前回の地方会終了後より担当地方会終了まで、支部選出代議員は4年とする。地方会大会長は連続して再任はしないものとする。東北支部評議員は支部選出代議員と同様とする。

## 第5章 会計

第14条 本支部の会計年度は、本学会の会計年度に合わせる。

第15条 支部会費は支部で定め、年額2,000円とする。

## 第6章 会則変更

第16条 本支部会則を変更するには、支部役員会の出席者の2分の1以上の賛成決議を要する。

## 附 則

1. 本支部会則は、平成29年2月11日から施行する。